

## 「長崎県の高等学校野球に関する中学生の勧誘行為、接触ルール」

\* 「高等学校野球は教育の一環である」という理念を常に自覚し、行き過ぎた接触や疑義を招くような行為は厳に慎むこと。

- 1 勧誘の時期            本年は、10月20日から11月30日までとする。  
                              （長崎県中学校長会からの申し入れである。）
  
- 2 方                    法                    ①中学校と接触する場合、予め高等学校野球部責任教師は自校高等学校長の承認を得た上で、当該中学校校長の承認を得ること。  
  
                              ②面談する場合、中学校で行う。面談者は学校の進路担当者または担任同席の上、保護者までとする。中学生本人は同席できない。  
                              また、保護者と単独では面談できない。  
                              （他の競技では生徒本人の同席を認めているため、中学校側が同じように同席させるケースがあるので、その時は席を外すように申し出てください。）  
  
                              ③高等学校野球部関係者が、家庭訪問をしてはならない。  
                              （関係者とは、OBも含む。）

\* 他県はこれより早い時期から勧誘ができるようになっていますが、本県の中学校に勧誘に来る場合は、中学校で断るようになっていきます。

＜そのような行為を見聞きされた方は、理事長へ連絡してください。＞

\* 知り合いの人や進学を考えている保護者が、「この子をちょっとみていただけないだろうか？」と連れてくるケースがあると思いますが、技能をみたりアドバイスを行うのは、勧誘行為と見られ違反となります。

\* 「中学生の体験入部（日本高野連通達・規定7-3-4）」及び「中学生の勧誘行為の自粛（日本高野連通達（7-3-5）」については、通達の通りですので再度ご確認ください。